

本部町防災会議条例

(昭和 53 年 4 月 1 日)
(条 例 第 15 号)

(趣 旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、本部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所 掌 事 務)

第 2 条 防災会議は、次の次号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本部町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 本部町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれにもとづく政令により権限に属する事務

(会 長 お よ び 委 員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の次号に掲げる者をもってあてる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 沖縄県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 本部町教育長
 - (5) 本部町・今帰仁村消防組合消防長
 - (6) 本部町消防団長
 - (7) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) その他特に必要と認める町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 7 号および第 8 号の委員は、それぞれ若干人とする。
- 7 第 5 項第 7 号および第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、委任することができる。

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

本部町災害対策本部条例

昭和 47 年 6 月 27 日
条 例 第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 6 項の規定に基づき、本部町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

本部町地域防災会議委員会名

機 関 名	職 名	備 考
第十一管区海上保安本部		
本部警察署	署 長	
本部町役場	町 長	災害対策本部 長
〃	助 役	〃 副 部 長
〃	教 育 長	〃
〃	総 務 課 長	〃 総 務 対 策 部 長
〃	会 計 課 長	〃 副 部 長
〃	企 画 政 策 課 長	〃 企 画 政 策 対 策 部 長
〃	住 民 課 長	〃 住 民 対 策 部 長
〃	福 祉 課 長	〃 福 祉 対 策 部 長
〃	保 険 予 防 課 長	〃 保 険 予 防 対 策 部 長
〃	建 設 課 長	〃 建 設 対 策 部 長
〃	産 業 振 興 課 長	〃 産 業 対 策 部 長
〃	公 営 企 業 課 長	〃 上 下 水 道 対 策 部 長
本部町教育委員会	教育委員会事務局長	〃 教 育 対 策 部 長
本部町・今帰仁村消防組合	消 防 長	
本部町・今帰仁村消防団	団 長	
本部漁業協同組合	組 合 長	
本部力又株式会社	社 長	
本部町商工会	会 長	
本部町区長会	会 長	
本部町婦人会	会 長	
本部町青年会	会 長	

本部町文化財一覧表

(昭和50年8月現在)

種 別	名 称	指 定	所 在 地	所 有 者
天 然 記 念 物	塩川	国指定 S47.5.15	本部町字崎本部塩川原	
"	大石原のツチ化石	県指定 S49.12.26	" 字山川大石原	
"	嘉津宇岳、安和岳、八重岳 自然保護区	県指定 S47.3.14	名護市・本部町	
"	イボイモリ		所在地・地域を定めず指定	
"	ナミエガエル		"	
"	ホルストガエル		"	
"	イシカワガエル		"	
"	リュウキュウヤマガメ (ヤンバルガメ)		"	
"	アカヒゲ		"	
"	コノハチョウ		"	
"	フタオチョウ		"	
"	リュウキュウキンバト (オーボートウ)		"	
"	備瀬のアンモナイト・ハ ロピア化石		本部町字備瀬	
"	備瀬の標準地形		" "	
"	備瀬の屋敷林		" "	
"	具志堅御嶽の植物群落		" 字具志堅	
"	瀬底島の蘇鉄群落		" 字瀬底	
"	備瀬の蘇鉄群落		" 字備瀬	
"	山里のフズリナ化石		" 字山里	
"	大浜の有孔虫石灰岩		" 字大浜	
"	浜元御願所のデイゴ		" 字浜元	
史 跡	伊野波の石くぶり		本部町字伊野波	
"	健堅大親の墓		" 字健堅	
"	按司墓		" 字渡久地	
"	北谷真牛の墓		" 字伊野波	
"	謝花大主の墓		" 字謝花	
"	具志堅区上間家		" 字具志堅	
有 形 文 化 財	ノロの衣裳、匂玉		本部町字瀬底	
(典 籍)	御教条		" 字渡久地	仲 里 松 吉
(古 文 書)	旧慣による役職 辞令書 9点		" 字具志堅	仲 里 松 吉
(書 跡)	瀬底上間家の「善行家風」		" 字瀬底	上 間 啓 秀
無 形 文 化 財 及び民俗資料	備瀬のシニグ		本部町字備瀬	
芸 能 民 俗 資 料	具志堅のシニグ		" 字具志堅	
"	辺名地のシニグ		" 字辺名地	
"	渡久地の棒		" 字渡久地	

種 別	名 称	指 定	所 在 地	所 有 者
芸能民俗資料	渡久地の組踊高山敵討		〃 字渡久地芸能保存会	
〃	浜元の村踊		〃 字浜元	
(工芸技術)	伊豆味の藍		〃 字伊豆味	
〃	瀬底のムンジュル笠作り		〃 字瀬底	
(民俗資料)	部間権現		〃 字崎本部	
〃	ヤマトカンサ		〃 字浜元北原	
〃	具志堅の神アサギ		〃 字具志堅	
(芸能、民俗資料)	伊野波のシニグ		〃 字伊野波	
〃	瀬底のシニグ		〃 字瀬底	
(民俗資料)	瀬底の土帝君		〃 字瀬底	
〃	浜元の土帝君		〃 字浜元	
埋蔵文化財	兼久原貝塚		〃 字崎本部兼久原	
〃	大浜貝塚		〃 字大浜	
〃	浜元貝塚		〃 字浜元	小浜景信外
〃	屋比久原遺物散布地			
〃	本部グシカワ森グシク		〃 字渡久地	
〃	辺名地洞遺跡		〃 字辺名地	
〃	サチピン貝塚	県指定 S49.12.26	〃 字浜元	渡久地 政喜
〃	垣内権現洞遺跡	〃	〃 字山川港原 129 4	浦崎 直喜
〃	山川港原 A・B 遺跡	〃	〃 字山川港原 172	宮里 勝伸
〃	石川テラアブ洞遺跡		〃 字石川マス原	友寄 隆守
〃	知場塚原遺跡		〃 字備瀬知場塚	
〃	備瀬貝塚		〃 字備瀬浜原 599	仲村 吉
〃	新里遺物散布地		〃 字新里	
〃	住賀原洞遺跡		〃 字新里住賀原	
〃	備瀬グシク		〃 字備瀬	字 有 地
〃	備瀬東方遺物散布地		〃 字備瀬	
〃	礎摩原遺跡		〃 字備瀬礎摩原 1275	高良 源達
〃	具志堅遺跡		〃 具志堅片蒲 1543 ~ 1549	国吉ウシ外
〃	アキキナ原遺物散布地		〃 具志堅アキキナ原	
〃	松部原貝塚		〃 字具志堅松部原 454	与那嶺政次郎
埋蔵文化財	瀬底港南方遺物散布地		本部町字瀬底	
〃	アンチの上貝塚		〃 〃	
〃	瀬底貝塚		〃 〃	字 有 地
〃	アンチ原遺物散布地		〃 〃	

その他本部町には熱心な愛好家によって、多数の陶磁器が集められている。

これらはいずれも貴重な民俗資料であるが、今回の調査では不十分なので次の機会にまとめたい。

災害履歴（１）

発生年月日	災害原因	種類	被害状況				備考
			一般被害	土木関係被害	農林関係被害	その他被害	
昭和29年 8月15日	暴風雨 (グレイ ス)	風水害	(本部町) 住家被害 全壊 19件 半壊 52件 非住家被害 全壊 37件 半壊 89件	(本部町) 堤防被害 決壊 22箇所 流失 28箇所 橋りょう被害 流出 9箇所 道路被害 破損・決壊 59箇所	(本部町) 農産物被害 水 稲 28% 甘 藷 21% 野 菜 76% 甘 庶 56% その他 85% 家畜被害 豚 1頭 やぎ 5頭	(本部町) 公共建築物 全壊 19件 半壊 3件 船舶被害 沈没 4隻 流出 1隻 破損 2隻	
昭和29年 9月12日	暴風雨、 塩風 (ジュー ン)	風水害 塩風害			(本部町) 農産物被害 水 稲 5% 甘 藷 17% 野 菜 10%		
昭和30年 7月23日	大雨	大雨		(本部町) 橋りょう被害 決壊 1箇所 (塩川～崎本部)	(上本部村) 農産物被害 山川の野菜、 甘藷畑浸水 200坪		
昭和30年 10月19日	暴風雨 (オパー ル)	風水害		(本部町) 橋りょう被害 破損 10m			
昭和31年 8月1日	暴風雨 (ワング)	風水害	(本部町) 住家被害 全壊 7件 半壊 47件 非住家被害 全壊 23件 半壊 35件 (上本部村) 住家被害 全壊 2件 半壊 7件 非住家被害 半壊150件		(本部町) 農産物被害 甘 藷 25% 葉野菜 90% 甘 庶 40%	(本部町) 公共建築物 全壊 1件 半壊 1件 (上本部村) 公共建築物 全壊 1件 半壊 1件	
昭和31年 8月15日	暴風雨 (パプ ス)	風水害	(本部町) 住家被害 半壊 1件 非住家被害 全壊 6件 半壊 30件		(上本部村) 農産物被害 水 稲 30% 甘 藷 5% 甘 庶 10%	(本部町) 公共建築物 全壊 1件 半壊 1件	
昭和31年 9月8日	暴風雨 (エマ)	風水害	(本部町) 住家被害 全壊 7件 半壊 44件 非住家被害 全壊 27件 半壊 45件 (上本部村) 非住家被害 全壊 5件 半壊 8件	(上本部村) 堤防被害 決壊 33箇所 流失 15箇所 道路被害 決壊 10箇所	(本部町) 農産物被害 水 稲 25% 甘 藷 36% 野 菜 57% 甘 庶 40% その他 43% 家畜被害 やぎ 2頭 (上本部村) 農産物被害 甘 藷 30% 野 菜 100% 甘 庶 60% その他 100%	(本部町) 公共建築物 全壊 1件 半壊 1件 (上本部村) 公共建築物 全壊 3件	

災害履歴(2)

発生年月日	災害原因	種類	被害状況				備考
			一般被害	土木関係被害	農林関係被害	その他被害	
昭和31年 9月25日 ～ 9月26日	暴風雨 (ハリエ ット)	風水害	(本部町) 死者 20名 住家被害 全壊 16件 半壊 49件 (上本部村) 住家被害 全壊 5件 半壊 16件	(本部町) 道路被害 路面洗掘 3箇所 (上本部村) 道路被害 路面洗掘 1箇所	(本部町) 農産物被害 水稲 30% 甘藷 35% 野菜 70% 甘藪 40% その他40% (上本部村) 農産物被害 水稲 30% 甘藷 20% 野菜 70% 甘藪 30% その他90%	(本部町) 公共建築物 全壊 1件 半壊 3件 船舶被害 沈没 5隻 (上本部村) 公共建築物 全壊 1件	
昭和32年 7月	干ばつ	干害			(本部町) 農産物被害 (枯死) 芋 30% その他 80～90%		
昭和36年 10月2日 ～3日	暴風雨	風水害	(本部町) 住家被害 全壊 33件 半壊 87件 床上 1件 床下 8件 非住家被害 全壊 21件 半壊 32件 (上本部村) 住家被害 全壊 20件 半壊 33件			(本部町) 公共建築物 全壊 1件 半壊 3件 船舶被害 流失 1隻 破損 4隻 座礁 3隻	
昭和37年 11月15日	暴風雨	風水害	(本部町) 住家被害 床上 4件 床下 23件				
昭和40年 6月15日	大雨	水害	(本部町) 住家被害 半壊 1件	(本部町) 道路被害 116号線不通			
昭和40年 8月4日 ～5日	暴風雨	風水害	(本部町) 住家被害 半壊 3件 床下 11件 非住家被害 半壊 2件 (上本部村) 全壊 1件	(本部町) 道路被害 破損 1箇所			

災害履歴(3)

発生年月日	災害原因	種類	被害状況				備考
			一般被害	土木関係被害	農林関係被害	その他被害	
昭和41年 5月6日 ～7日	大雨	水害	(本部町) 住家被害 床下 11件	(本部町) 道路被害 路面流失 8箇所 崩土 6箇所 護岸決壊 3箇所 港湾被害 1箇所			
昭和44年 5月 ～6月	大雨	水害	(本部町) 住家被害 床下 4件	(本部町) 道路被害 土砂崩れのため 116号線不通			
昭和44年 8月20日	暴風雨 (コラ)	風水害	(本部町) 住家被害 半壊 1件 床下 5件 非住家被害 全壊 6件 半壊 1件 (上本部村) 非住家被害 半壊 1件	(本部町) 道路被害 破損 4箇所			
昭和44年 10月4日 ～7日	暴風雨 (フロッキー)		(本部町) 住家被害 全壊 9件 半壊 13件 床上 408件 床下 337件	(本部町) 道路被害 路面決壊 28箇所 路面流失 29箇所 路面崩土 52箇所 石積決壊 13箇所 排水決壊 2箇所 落岩 1箇所 暗りょう被害 決壊 5箇所 橋りょう被害 決壊 7箇所 河川改修 7箇所 上水道被害 簡易水道被害 (上本部村) 道路被害 路面決壊 4箇所 路面流失 52箇所 路面崩土 50箇所 石積決壊 18箇所 排水決壊 1箇所 橋りょう被害 決壊 5箇所 護岸決壊 4箇所	農産物被害 キビ(水浸し、 土崩れ、埋没、 流失、倒伏) パイン(土崩 れ、埋没、流失) イモ(水浸し、 土崩れ、埋没、 流失) ソサイ(水浸 し、土崩れ、埋 没、流失、倒伏) 果樹(土崩れ、 埋没、流失、倒 伏)	災害 救助 法適 用	
昭和45年 9月5日	たつまき	風害				カツオ節工場 が半壊 その他 屋根瓦、 樹木等に被害	

災害履歴（４）

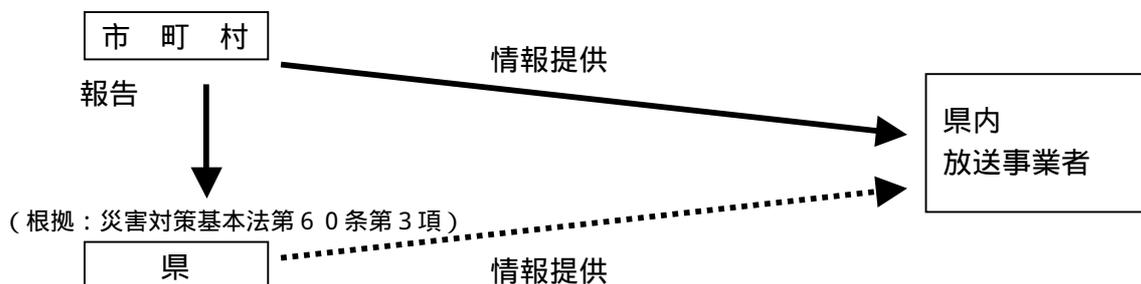
発生年月日	災害原因	種類	被害状況				備考
			一般被害	土木関係被害	農林関係被害	その他被害	
昭和46年 11月14日	暴風雨 (アーマ)	風水害			農産物被害 野菜類 55～ 66%	山崩れ3箇所	
昭和47年	干ばつ	干ばつ			農産物被害 きび 13% そ菜 30%	飲料水供給 540千円	
昭和48年 7月16日 ～18日	暴風雨 (第13号)	風水害		道路被害 決壊 2箇所			
昭和50年 6月7日 ～8日	集中豪雨	水害		河川被害 決壊 1箇所 道路被害 決壊 3箇所			
昭和52年 9月9日	暴風雨	風水害			農産物被害 きび 30% 野菜 4%		
昭和53年 6月19日	集中豪雨	水害			農林水産業施設 7,020千円		
昭和53年 7月28日	暴風雨 (第8号)	風水害				公共土木施設 2,191千円	
昭和53年 8月15日	暴風雨 (第11号)	風水害			農林水産業施設 6,091千円	火葬場煙突 388千円	
昭和53年 8月19日 ～21日	集中豪雨	水害			農林水産業施設 3,677千円		
昭和54年 8月22日 ～24日	暴風雨 (第11号)	風水害	(本部町) 非住家被害 一部破損1件	(本部町) 道路被害 決壊 1箇所	(本部町) 農産物被害 きび パイン 野菜 果樹		
平成10年 11月29日	大雨	大雨	住家被害 一部破損1件				
H11.4.22	大雨	大雨	死者 1名 住家被害 床上 4件 床下 9件 車両水没 4台 流水車 2台				
平成11年 9月22日	暴風雨 (第8号)	風水害			農林水産施設 全壊 3箇所		
平成12年 8月7日 ～8日	暴風雨 (第8号)	風水害	車庫破損 2件	道路被害 決壊 2箇所			
平成12年 9月11日	暴風雨 (第14号)	風水害		道路被害 決壊 7箇所 河川被害 天然護岸決壊 1カ所			
平成13年 9月19日	暴風雨 (第11号)	風水害	住家被害 床下 1件				
平成13年 10月16日	暴風雨 (第21号)	風水害	住家被害 床下 1件				

災害履歴(5)

発生年月日	災害原因	種類	被害状況				備考
			一般被害	土木関係被害	農林関係被害	その他被害	
平成14年 7月15日	暴風雨 (第7号)	風水害	住家被害 一部破損 2件	道路被害 決壊 5箇所 港湾被害 1カ所		公共施設 一部破損 1箇所	
平成14年 9月4日	暴風雨 (第16号)	風水害	負傷者 2名 住家被害 全壊 1件 半壊 3件 一部破損 8件 床下 2件 非住家被害 全壊 4件 半壊 7件	道路被害 決壊 10箇所 港湾被害 5箇所 下水道施設被害 2箇所 崖崩れ 5箇所	農作物被害 多大な被害	文教施設 29箇所 船舶被害 沈没 1隻	
平成15年 8月6日	暴風雨 (第10号)	風水害	住家被害 一部破損 2件		農作物被害	文教施設 1箇所	
平成15年 8月29日	異常潮位	異常潮位	住家被害 床下 1件				
平成15年 9月19日	暴風雨 (第15号)	風水害		道路被害 決壊 2箇所			
平成16年 7月4日	大雨	大雨		道路被害 決壊 2箇所			
平成16年 8月30日	異常潮位	異常潮位	住家被害 床下 1件				
平成16年 9月5日	暴風雨 (第18号)	風水害	住家被害 一部破損 16件	港湾施設被害	農作物に多大な被害	文教施設 7箇所	
平成16年 10月8日	暴風雨 (第22号)	風水害		道路被害 決壊 2箇所 地滑り 1箇所			
平成16年 10月19日	暴風雨 (第23号)	風水害			農作物に被害	倒木 3本	

避難勧告情報の伝達ルート及び手段

1 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送局へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、市町村から放送局への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて、情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。
- エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるよう伝達ルートを確認する。

2 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信ができるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAXにより受けた場合は、県から放送事業者に対して、その旨を速やかに電話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話による伝達も可能とする。
- オ 県は上記エにより市町村の情報を伝達した場合は、同一情報を速やかにFAXで放送局に提供しなければならない。

〔通信回線〕

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
公衆回線
非常通信ルート

避難勧告等発令情報（市町村用）

市 ・ 町 ・ 村

送付日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

1 避難情報の別（番号を で囲む）

避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」により前の段階で発令され、非難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

避難勧告（根拠：災害対策基本法第60条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

避難指示（根拠：災害対策基本法第60条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2 発 令 日 時 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

3 対象地域等

NO	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難場所	避難理由 1 （ ~ ）
1		世帯 人		
2		世帯 人		
3		世帯 人		
4		世帯 人		
5		世帯 人		

1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

大雨による浸水の危険があるため

大雨による土砂災害の危険があるため

地震による土砂災害の危険があるため

地震による家屋崩壊の危険があるため

地震による津波発生のおそれがあるため

地震による津波警報が発表されたため

その他（

）

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____ F A X（公衆回線） _____

電話（防災無線 2） _____ F A X（防災無線） _____

2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線